

提出先： 城東区役所 市民協働課（防災・防犯）3階33番窓口

見 積 書

提出期限

令和7年10月21日

午後

5時

【案件番号：防0710007】

収入印紙

契約の相手方

となった者は

貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万			千			円
契約金額			百万			千			円
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円									
☐ 免税事業者									

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	地域防災マップ（成育地域・城東地域）デザイン作成業務委託					
履行期限	令和8年3月13日（金）			履行場所	城東区役所市民協働課（防災・防犯）	
履行方法	別紙仕様書・図面のとおり			その他		
明細書	名称		形状・寸法・摘要			数量
	城東域防災マップ		別紙「仕様書」のとお			1点
	関目地域防災マップ		別紙「仕様書」のとお			1点
(見積条項) 裏面のとお						
本書のとお				支出科目	年度	会計
1 契約方法 随意契約					款	
2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上 (金 円)					項	
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号					目	
☐ 履行保証保険					節	
☐ 免除					細節	
用途	地域防災対策事業					
摘要						
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
	起案 令和 . .					
	決裁 令和 . .					
城市第 号						

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 業 務 名 称

地域防災マップ（成育地域・城東地域）デザイン作成業務委託

2 数 量

2点（成育地域・城東地域）

3 業 務 内 容

（1）地域との打合せ会への参加

- ・本市が必要と認めた場合、2回目以降も参加すること
- ※打合せ会は18時以降になる場合もあり

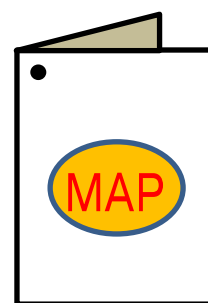
（2）地図のデザイン・レイアウト作成

- ・本市が提供するデータ等を基に見栄え良く作成すること
- ・イラストカットの作成（既成のものでも可）
- ・地図データは本市提供の「城東区防災マップ」を基にすること
- ・地域ごとにデザインが異なるので注意すること
- ・校正回数は6回とする

（3）本市契約の印刷業者へのデータ渡し

（4）本市への成果物（完成データ）に納品

（5）その他打合せ



※2穴加工（1か所）

左肩に綴紐用の穴を開ける
想定でデザインすること

4 作 成

（1）資料提供 ※11月上旬予定

- ・本市より基本の地図データ（PDF 及び AI データ）及び掲載情報等を提供する
- ・各地域の掲載原稿は、本市より紙見本にて提供する

（2）作成方法（別紙「作成イメージ」参照）

A3二つ折り（4ページ）、フルカラーで作成する

本市が提供する地図データ（城東区防災マップ）をベースに、本市の指示のもと各地域別に掲載情報をデザイン・レイアウトし、本市の審査を受けたうえで確定する

フォントの書体、級数、組み方についても本市の指示によること。指示によらない場合は、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること

※イラスト等の利用する際は、著作権利用調整を実施したうえで使用すること

5 校 正

（1）校正回数 6回

※印刷業者へのデータ渡し後、色校正の過程で軽微な修正を依頼することがある

（2）校正方法

グラヘ朱書きで行い、PDFデータ（一部、Word・Excel・Jpeg等を含む）をメールで送信する

6 成果物及び納品

(1) 成果物

最終校正を反映した完成データ（PDF ファイル・AI ファイル）及びイラストカット等の保存用データ（AI ファイル）1式

※電子媒体（DVD-R 等）に格納し、納品すること。電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピューターウイルスを侵入させないための措置を講じること

(2) 履行期限

令和8年3月13日（金）

(3) 納入場所

城東区役所市民協働課（防災・防犯）

7 再委託に関する事項

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない
 - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ② デザイン作成業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により当区の承諾を得なければならない
- (4) 受注者は、上記（3）により第三者に委任し、又は請け負った場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対し適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない

8 その他

- (1) 契約締結後、速やかにスケジュール等を本市と協議すること
- (2) 地域との打合せ会参加にかかる交通費等の経費は受注者負担とする
- (3) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。また、契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする
- (4) 本案件を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない
- (5) 本市が提供した原稿、イラスト等は使用後速やかに返却すること
- (6) 契約締結後、本市からの原稿提供から印刷業者へのデザインデータ渡しまでのスケジュール、作業工程等の詳細について事業担当と協議すること

- (7) 納品物品の名称及び数量等が確認できる納品書及び請求書、業務完了報告書を提出すること
- (8) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする
- (9) 業務完了後、契約期間満了日までに業務完了報告書を提出すること

8 事業担当

城東区役所市民協働課（防災・防犯） 担当：田代

〒536-8510 大阪市城東区中央 3－5－45 城東区役所 3 階 33 番窓口

電話番号：06-6930-9039 ファックス：050-3535-8685

「まさか」のために日頃から備えましょう！

ローリングストック法

ローリングストック法とは、常備食（1ヶ月分）をストックしておき、食べたい分を使い切った後、同じ分量の常備食を買い足すことで、常に一定量の常備食を備蓄し続ける方法です。

ローリングストック法

食べたい分だけ買えるため、常備食が足りないという心配もありません。また、常備食を使い切った後、買い足すことで、常に一定量の常備食を備蓄し続けることができます。

非常持ち出し品のリスト

品名	数量	備考
非常食（缶詰、乾パン等）	3日分（最低3日分）	水、食料、日用品
飲料（水、ジュース等）	3日分（最低3日分）	水、食料、日用品
衣類（防寒着、雨具等）	3日分（最低3日分）	水、食料、日用品
衛生用品（トイレ用品、洗濯用品等）	3日分（最低3日分）	水、食料、日用品
現金（小銭、硬貨等）	3日分（最低3日分）	水、食料、日用品
その他（防災用品、医療用品等）	3日分（最低3日分）	水、食料、日用品

※上記のリストは、あくまで参考です。ご自身の状況に合わせて、必要な品を準備してください。

〇〇地域活動協議会 防災ヒント

自分たちの地域は自分たちで守る！

大切なこと

日頃から災害に備える
 ↓
 早めに情報収集
 ↓
 いざ避難

災害時の行動

災害発生時、まずは身の安全を確保し、周囲の状況を確認してください。必要に応じて、避難行動を開始してください。

災害時の連絡先

機関	電話番号
消防	119
警察	110
救急	119
災害対策本部	02-XXXX-XXXX
地域活動協議会	02-XXXX-XXXX
防災センター	02-XXXX-XXXX

4面(裏表紙)

1面(表紙)

〇〇・△△地区 防災マップ

住民同士が協力して地域の防災力

それによって、

- ①地域の学校すべてが一斉に避難所になる？
- ②避難所では必ず食料が出される？
- ③避難所の運営は区役所が行なう？
- ④避難所は地域の自主運営？
- ⑤避難所は地域の自主運営？
- ⑥避難所は地域の自主運営？

※上記の質問は、あくまで参考です。ご自身の状況に合わせて、必要な品を準備してください。

自助・共助・公助

自助：自分自身で対応する。共助：地域住民と協力して対応する。公助：行政や専門機関に依頼して対応する。

2・3面(見開き)

地図上には、避難所、避難経路、防災施設などが示されています。また、地図の右下には、災害時の連絡先や、災害時の行動に関する情報が記載されています。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること